

## 現代児童学研究会誌『現代児童学研究』掲載規定

『現代児童学研究』への掲載に際しては以下の三つの細則の各要件を満たすものとする。

1. 投稿細則
2. 執筆細則
3. 審査細則

### 1. 投稿細則

#### 1.1. 投稿者の資格

- 1.1.1. 投稿は本研究会の正会員に限る。ただし、筆頭者以外の共同執筆者には会員以外の者を含むことができる。また、編集委員会が執筆を依頼した場合はこの限りではない。
- 1.1.2. 投稿原稿は原則として未発表のものに限る。また、以下のものについては初出を明記することを条件として未発表のものとする。
  - 1) 各種学会大会等において発表要旨集等に収録されたもの。
  - 2) シンポジウム、研究発表会、講演会等で梗概、資料等として発表されたもの。
  - 3) 国、自治体、業界、団体等からの委託による調査研究成果報告書等に収録されたもの。
  - 4) その他編集委員会が特に認めたもの。

#### 1.2. 掲載内容の区分

- 1.2.1. 本誌掲載内容は下記に示すとおり、1) 論文、2) 報告および、3) その他特に編集委員会が掲載を認めたものとする。投稿にあたっては投稿者自身が以下の区分を明確にする。
  - 1) 論文には原著論文および総説論文の区分を設ける。なお、原著論文とは独創的な学術研究の成果を理論的にまとめた論文を指し、総説論文とは一定の研究分野について体系的に概観し、課題の整理や評価・展望を伴っている論文を指すものとする。
  - 2) 報告には調査・実践報告、研究資料、翻訳の区分を設ける。なお、調査・実践報告とは児童学に関連の深い事象や教育実践についての報告や記録を指し、研究資料とは児童学に関する研究上価値があると判断される資料や情報を指すものとする。また、翻訳とは児童学の実践および研究に資すると判断される海外の論文等の翻訳を指す。
  - 3) 上記1)、2) 以外の掲載内容としては、シンポジウムや講演の記事・依頼論文（編集委員会が執筆を依頼したもの）等とする。

#### 1.3. 使用言語

- 1.3.1. 原稿に使用する言語は原則的に日本語または英語とする。ただし、編集委員会で特に他の言語の使用の必要性を認めた場合はこの限りではない。

#### 1.4. 著作権および著作権

- 1.4.1. 投稿された原稿の著作権は投稿者自身に帰属する。
- 1.4.2. 投稿された原稿の著作権は本会に帰属する。

#### 1.5. 原稿の提出と返却

- 1.5.1. 原稿の提出先は本会編集委員会とする。
- 1.5.2. 原稿はオリジナル完成原稿およびそのコピー 2 部を提出する。
- 1.5.3. 原稿の返却は原則として行わない。ただし、図表および写真については申し出があれば返却

を行うが、その費用については投稿者の負担とする。

## 1.6. 別刷り

1.6.1. 掲載原稿の別刷りを必要とする場合は申し出があればこれに応じるが、その実費については申請者の負担とする。

## 1.7. 投稿連絡票

1.7.1. 投稿にあたっては原稿の種別に依らず所定の投稿連絡票（現代児童学研究会ホームページよりダウンロードすること）に必要事項を記入し提出するものとする。

## 1.8. 投稿細則の改定

1.8.1. 投稿細則の改定は編集委員会がその必要を認めた場合に行い、研究会役員の承認を得るものとする。(2017年6月1日)

## 2. 執筆細則

### 2.1. 体裁と用紙

2.1.1. 原稿は全て A4 版タテ用紙を使用し、黒色のインクを用い、必ずワードプロセッサ等で作成する。なお、詳細については原稿見本を参考とすること。  
最終審査終了後の掲載通知を受けた場合はワードプロセッサ等によるテキストファイルを提出するものとする。

### 2.2. 文体と文字

2.2.1. 文体は「である」調とする。

2.2.2. 原稿に使用できる文字は以下のものとする。

- 1) 現代仮名使いを基本とし、外国語の和文表記にはカタカナを用いる。
- 2) 数字は特に必要な場合を除きアラビア数字を用いる。
- 3) 固有名詞等に用いる外国語は原語のまま用いる。ただし、既に慣習化している固有名詞等についてはカタカナ表記とする。
- 4) 数字およびアルファベットは半角(1マスに2文字)で表記する。
- 5) 和文の句読点は「、」および「。」を用い、「, (コンマ)」や「. (ピリオド)」は用いない。

### 2.3. 原稿の長さ

2.3.1. 投稿細則第2項掲載内容の区分により以下のように定める。

- 1) 論文は刷り上がり12頁以内とする。(1頁1600字以内)
- 2) 報告は刷り上がり6頁以内とする。(1頁1600字以内)
- 3) その他特に編集委員会が掲載を認めたものについてはこの限りではない。

### 2.4. 表題と副題

2.4.1. 論文および報告には原稿の内容を端的に示す表題をつける。また、表題を補うための副題をつけることも可とする。

2.4.2. 表題・副題ともに和文および英文の双方を必要とする。

### 2.5. 氏名と所属の表記

2.5.1. 論文および報告には和文および英文の氏名・所属を明記する。

### 2.6. 要旨(サマリー)とキーワード

2.6.1. 論文には和文(300字以上400字以内)および英文(200語以上300語以内)の要旨とキーワー

ド(5語以内)をつける。

報告には、和文および英文のキーワード(5語以内)をつける。

## 2.7. 章節の表記

2.7.1. 論文および報告に記載する見出し番号にはポイントシステムを用い次の順とする。

1. (大見出し)、1.1. (中見出し)、1.1.1. (小見出し)、1) 片括弧、(1) 両括弧

## 2.8. 注および引用文献

2.8.1. 本文中の注および引用箇所の記載は、原稿先頭より…… 1) のように肩字で通し番号を付け本文末尾に一括する(注と引用を分けない)。

また、本文中に直接文献を引用した場合は、「……である。(p.66)」1)、のように引用部を「」で示し、文末に引用頁を記す。

2.8.2. 引用文献の記載要領は、原則として以下のようにする。

〈雑誌の場合〉

著者氏名(発行年、西暦)：題目、掲載雑誌名、発行所、巻号：始めの頁－終わりの頁。  
 なお、雑誌名は一般的な略称を用い、類似の誌名のあるときは発行地を併記すること。

〈書籍の場合〉

著者氏名(発行年、西暦)：書名、発行所名、発行地、始めの頁－終わりの頁。

※記載例

2017年に現代児童学研究会より発行された現代児童学研究(第1巻第1号)に掲載された、相原太郎氏執筆の論文「児童学研究の動向に関する研究」より3頁目から19頁目を引用した場合

相原太郎(2017)：児童学研究の動向に関する研究、現代児童学研究、現代児童学研究会、第1巻第1号：3-19.

2018年に大修館書店より発行された相原花子氏の著書『現代児童教育』より25頁から30頁を引用した場合

相原花子(2018)：現代児童研究、大修館書店、東京、25-30.

## 2.9. 図・表および写真

2.9.1. 図・表は原稿本文とは別の紙を用いて作成する。図は、そのまま写真製版して印刷できるように製図用のインクを用いるなど、白黒の明瞭なものとする。ただし、特殊な印刷については(例えばカラー印刷等にしなくては図表の表記の目的を失する場合)、その実費を投稿者が負担する。なお、原稿本文の余白などに、およその挿入位置と大きさを指定する。写真は手札型(13cm×9cm)以上の大きさで鮮明であること。

文字や矢印を記入する場合は、トレーシングペーパーをかけた上に明記する。

2.9.2. 図・表および写真には、先頭よりそれぞれの以下のように通し番号と見出しを必ずつける。

図-1. ○○○○(該当図の下部中央)

表-1. ○○○○(該当表の上部中央)

写真-1. ○○○○(該当写真の下部中央)

## 2.10. 度量衡・化学式・数式等の表記

2.10.1. 数字は算用数字を用い、度量衡単位はSI単位を用いるものとする。

## 2.11. 学術用語・学名等の表記

2.11.1. 学術用語は文部省の学術用語集を参考とする。生物の学名はイタリックとする。

## 2.12. 執筆細則の改定

2.12.1. 執筆細則の改定は編集委員会が必要と認めた場合に行う。

(2017年6月2日改定)

## 3. 審査細則

### 3.1. 審査

3.1.1. 本誌に掲載される記事のうち、論文および報告については以下の細則に従い審査を受けるものとする。

### 3.2. 第一次審査

3.2.1. 論文および報告の内容体裁と必要書類の確認等については、編集委員会で審査を行う。この段階で必要があれば、編集委員会より投稿者に修正を求める。

### 3.3. 第二次審査

3.3.1. 編集委員会が本会の内外を問わず原稿の内容により適任者を3名選定し、査読を依頼する。

#### 3.3.2. 第二次審査の手順

- 1) 編集委員会より第一次審査を終了した原稿を査読者に送付する。
- 2) 査読者より査読結果通知を編集委員会が受け取る。なお、査読結果には意見書とともに以下の区分をもって評価が明記される。
  - A. そのまま掲載して良い。
  - B. 一部修正すれば掲載して良い。
  - C. 大幅に修正可能ならば掲載して良い。
  - D. 掲載不可。
- 3) 編集委員会より投稿者へ査読結果通知を送付する。
- 4) 査読者3名のうち2名が「A. そのまま掲載して良い。」の段階に至るまでやり取りを行う。但し制限回数を3回までとする。
- 5) また、この間に投稿者と編集委員会との連絡途絶が連続60日以上に及ぶ場合は、投稿を取り下げたものと見なす。

### 3.4. 掲載の可否の決定

3.4.1. 上記審査に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。なお、受理日は掲載可となった日とする。

### 3.5. 審査細則の改定

3.5.1. 審査細則の改定は理事会がその必要を認めた場合に行う。

(2017年6月3日改定)